

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社高森興業	代表者氏名	高森 義公
主たる営業所の所在地	福山市高西町川尻200-3		
許可番号	広島県知事許可 (般-2)第37722号	許可を受けている 建設業の種類	とび・土工工事業, 解体工事業

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和3年12月23日	処分を行った者	広島県知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容 営業停止処分 1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部 2 営業の停止を命じる期間 令和4年1月6日から令和4年1月8日までの3日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律違反	
株式会社高森興業の役員は、法定の除外事由がないのに、平成29年12月26日に広島県福山市において、廃棄物である木製パレットを焼却した。 このことにより、貴社の役員は、福山簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金の略式命令を受け、平成30年3月27日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			